

2017年度事業報告及び2018年度事業計画

2018年6月15日

一般財団法人（非営利型）

淀川勤労者厚生協会評議員会理事会

【1】 私たちをめぐる情勢

（1）憲法を守り生かし、平和と社会保障を守るとりくみ

日本国憲法が施行されて今年で73年となりました。憲法は、多くのいのちを奪った戦争への反省から、不戦を誓った憲法9条、個人の尊厳をうたった13条、すべての国民の生存権をうたった25条など平和的生存権を掲げており、この憲法のもとで私たちは平和な社会を築いてきました。淀協はその憲法の理念を共有し、「いのちの平等」を掲げ、すべての国民が等しく生きる権利を守って今日まで来ました。私たちは引き続きこの憲法を守り、誰もが健康で最後まで安心して住み続けることのできるまちをめざして奮闘しなければなりません。

（2）財務省（財政制度等審議会）の社会保障費の抑制政策

2018年4月より診療報酬・介護報酬同時改定が行われました。国は、財政難を理由にした医療・介護のさらなる国民負担増・給付削減を打ち出しました。主な内容は、国民の「共助・自助」を強調し、公的責任を交代する考えを示し、比較的軽い病気の窓口負担が少額ですんだ人に追加負担を求める、病院や薬局などの診療報酬を都道府県別ごとに設定する、要介護が低い人向けのサービスを保険給付から外す、介護老人保健施設や介護医療院での多床室の「室料相当分」については、保険給付から外し利用者負担とするなどの内容です。患者・利用者にさらなる負担増となる内容であり、患者・利用者の受療権が脅かされ、重症化につながる改悪です。淀協は患者・利用者、そして国民が切実に願う医療・介護の再生・拡充をめざし、権利としての社会保障の充実、診療報酬・介護報酬の改善を求めています。

（3）第7次大阪府医療計画の動向と西淀病院、淀協事業所の役割

大阪府の「第7次大阪府保健医療計画」（2018年度～2023年度）は、「地域包括ケアシステムを支える医療の充実」、「二次医療圏単位を基本とした医療体制の整備」を掲げ、急性期、回復期の医療需要が増加を見込み、疾患では、がんの需要が最も多く、大腿骨頸部骨折、肺炎など、高齢者疾患で特に医療需要が増加する見込みです。将来必要となる病床機能では、2025年には、特に回復期の割合が増加する見込みであり、需要増加に応じた病床機能の確保が必要となっています。在宅医療では、2025年に向けて需要が増加し、退院から看取りまでの体制の構築が必要です。

西淀病院周辺の病院・診療所の動向も大きな変化があります。連携を前提とした在宅復帰支援機能への需要が増しており、西淀病院をはじめ淀協の各事業所が西淀川、淀川、福島地域で大きな役割を果たしていかなければなりません。

（4）大阪府高齢者計画2018（大阪府高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画）・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度）の動向と淀協事業所の役割

大阪府第7期介護保険事業計画は、国の「地域包括ケアシステムの深化・推進をはかるため、介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針（案）」をふまえ、「高齢者計画2018」を策定しました。昨年6月に公布された「改正介護保険法」では、市町村は「自立支援・介護予防・悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関するとりくむべき施策に関する事項並びにその目標」を、府はその支援を介護保険事業計画に記載することとされました。「要介護認定率を下げる。サービスの利用を少なくする」ことを目標としてかけさせ、財政的インセンティブを付与して市町村に競わせ介護給付を減少させ、国の計画通り実施すれば、「介護難民」の発生など重大な影響を引き起こしかねません。

大阪市では「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、施策の具体的数値標を設定しています。昨年4月から総合事業が開始され、新規で「要支援」と判定された利用者はほとんどが「緩和型」訪問サービスの利用に振り分けられますが、「緩和型訪問サービス」を担うとされていた「大阪市独自の研修修了者」はほとんど就労しておらず、ケアマネジャーが探しても引き受ける事業所が見つからない状況です。やむな

く正規の資格を持ったヘルパーで対応しても報酬は75%に削られ訪問介護事業所の経営悪化を招いています。

大阪府・大阪市に対して国の「持続可能性の確保」策に追随せず住民の命を守る自治体の役割を果たし、真に住民の立場に立った政策を要求し、利用者を守り、法人の事業を守るための対応を確実にやりきることが求められます。大阪市の介護保険料は政令指定都市の中で最高額であり、市は保険料のさらなる引き下げと給付の制限をすすめています。

（５）地域の患者・利用者・住民の状況

私たちが主要エリアとしている西淀川区や淀川区など大阪市西北部も例外にもれず超高齢地域であり、老人々世帯、独居世帯が増えています。公共交通網の後退による交通難民も生まれています。工場跡地に大型マンションが林立し、地域社会のコミュニケーションがとりづらい状況が広がっています。また、西淀川区には外国人労働者も多数存在するなど少なくない社会問題が発生しています。また、急速に広がる格差と貧困が広がっています。行政や医師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会などと連携した新たなまちづくりが模索されていますが、私たち淀協としても、無料・低額診療はじめ生活困窮者への支援事業や無差別・平等の医療・介護事業、地域の健康増進事業を地域の他団体との連携、健康友の会と連携を強め、今後いっそうすすめていかねばなりません。

【２】２０１７年度事業活動の特徴

（１）無差別・平等の医療事業

「断らない」、24時間365日の入院、救急・急患の受け入れ、外来診療（各専門外来、救急外来、総合外来、禁煙外来、物忘れ外来、生活習慣病外来、産業医学外来等）、診療所事業、リハビリテーション、血液透析、健診・相談活動（福島原発避難者、アスベスト被害者、水俣病検診等及び医療・生活相談活動、無料法律相談を含む）、在宅医療・退院支援、生活困窮のために受診を控えている人たちへの無料または低額の診療事業を通じて、すべての地域住民を対象に、医療を受ける権利である受療権を守る事業をすすめてきました。また、地元での防災拠点として医療、福祉避難活動を実施してきました。

西淀病院（218床）は、急性期一般入院科（2病棟）・回復期リハビリテーション病棟（1病棟）、地域包括ケア病棟（1病棟）の入院機能及び血液透析、救急、総合外来を実施する地域密着病院です。「いのちに差別はあってはならない」との立場から一切、差額ベッド代金は徴収せず、経済的理由による受診困難な地域住民への相談活動をすすめるとともに、社会福祉法にもとづく無料低額診療事業を全医科事業所で実施しています。西淀川区、淀川区唯一の無料低額診療実施医療機関として行政・学校はじめ多方面から多くの紹介を受けています。これらの事業は、地域の生活困窮の方の最後のよりどころの役割を果たしています。

西淀病院は、厚生労働省が行っている医療の安全と医療の質の向上を目的とした「医療の質評価・公表等推進事業」（Quality Improvement）に参加してきました。

外来は、通常の一般、専門外来の他、24時間365日いつでも対応する救急外来、総合外来、禁煙外来、物忘れ外来、生活習慣病外来を実施しています。西淀川区が日本有数の大気汚染公害地域であったことから、公害患者、大気汚染患者の治療、リハビリテーションに力を入れています。また、在宅医療は月550件を超える往診管理を行っており、さらに増加傾向にあります。5つの診療所（のぞと診療所、姫島診療所、千北診療所、ファミリークリニックなごみ、ファミリークリニックあい）は、すべて在宅支援診療所（強化型）として、西淀病院をはじめ近隣病院と連携し、ターミナル患者の看取りなど、重症患者の対応をすすめてきました。西淀病院地域連携室は2015年度から西淀川区医師会事業の「西淀川区在宅医療・介護連携相談事業」のコーディネーターを担って連携の中心的な役割を担っています。

（入院）

延患者数 81,524人（1日平均214.7人）

（外来）

延患者数 180,538人（月平均15,044人）

救急車受け入れ台数 年間2,473台（1日平均6.8台）

（在宅診療）

月在宅患者管理数 552件 延患者数 15,065人（月平均1,255.4人）

（無料低額診療減免実績）

減免実績 延べ8, 070人 21, 795, 677円

全患者に占める生活保護患者＋無料低額診療減免患者数比率は医療で15.5%

年間相談数 10, 000件超

（２）無差別・平等の介護事業

老人保健施設、看護小規模多機能施設、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、認知症デイサービス、通所デイサービス、通所デイケア、訪問リハビリなどの介護事業所を実施し、地域のすべての介護を必要とする地域住民の介護を受ける権利を守る事業を行うとともに、老健施設では無料低額診療事業を実施し、生活困窮者の利用料の軽減をはかる事業を行ってきました。2017年度は新規事業として、福島区に「淀協訪問看護ステーションえがお」を開設（4月1日）しました。

老人保健施設よどの里（100床・ショートステイ・デイケア・訪問リハビリ）では、社会福祉法にもとづき、生活困窮者への施設費用を無料又は低額で提供しています。要介護度が高く（平均3.8度）、独居・老々世帯など社会的困難を抱える方が多く利用されています。淀協の介護事業は、訪問看護が制度化されていなかった1970年代から無報酬で訪問看護を実施し、今日の介護保険制度のさきがけの役割を果たしてきました。1998年開設の老人保健施設よどの里は、在宅強化型老健として地域の医療、介護連携の要の役割を果たしています。営利事業が対象としない分野を積極的に担い、また、医療と介護との切れ目ない連携と24時間365日対応を重視し、利用者、家族の事情を考慮しているのが特徴です。

在宅総合センターらくらくは、24時間365日対応型の在宅を支える看護小規模多機能施設として通所、泊り（1日9人の臨時的泊りなども対応）、夜間も対応の訪問看護、訪問介護、相談、助言などの機能を備えています。要支援Ⅰ、Ⅱが介護保険制度から外れる状況の中で、介護から排除される方がでないようサービスを提供していくとともに、2017年度から実施された大阪市の総合事業を担っています。

また、地域包括支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、行政機関等と地域連携を重視しています。

（介護利用者数）

- ・入所 延べ30, 904人（平均介護度3.8度）
- ・ショートステイ 延べ2, 747人（平均介護度3.4度）
- ・通所系 延べ27, 534人
- ・訪問系 延べ46, 536人
- ・ケアプラン 延べ5, 992人

（無料低額利用者減免実績）

減免実績 延べ2, 052人 2, 390, 645円

（３）無差別・平等の障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業

誰もが置き去りにされない社会への貢献事業として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業」、具体的には障がい者のための自立支援のための重度訪問介護、ホームヘルプ事業、サービス継続のための計画相談事業、自立支援医療などをすすめてきました。

（４）健康増進及び保健予防事業

誰もが安心して健康で暮らせるまちづくりを目的に、西淀病院（日本で18番目、大阪府下で2番目）はじめ、法人内全ての事業所（診療所・介護事業所グループ・日本で62番目）が、WHO（世界保健機関）HPH（Health Promoting Hospital & Health Services：地域健康増進事業所）の認証を受け、地域のすべての住民を対象に、保健相談員養成や健康講座、健康教室、健康診断・健康指導など保健予防・健康増進活動をすすめてきました。

西淀川区・淀川区の各小学校児童を対象に禁煙防止（防煙）教室に力を入れてきました。また、環境再生保全機構の公害健康被害予防事業である公害認定患者・COPD（慢性閉塞性肺疾患）患者のリハビリ教室「らくらく呼吸法」を公益あおぞら財団、公害患者と家族の会と連携して行っています。

地域、職域の人びとによって組織された共同組織「西淀川・淀川健康友の会」と連携協力して、地域、職域での全ての人びとを対象に疾病予防、健康増進等の事業や無料塾などにとりくんできました。

（健康塾）

地域の健康友の会と協力して、すべての住民を対象に、「健康塾」を19年にわたって実施、2017年度は20回健康塾を開催しました。卒業生はこれまでに400人を超え、卒業後、自主的に地域の健康相談員として役割を担っています。

(各種健康講座、健康教室)

健康友の会と協力し、すべての住民を対象に、各種健康講座・健康教室（認知症予防セミナー、生活習慣病予防セミナー、糖尿病予防セミナー、防煙セミナー、健康予防体操、スクエアステップによる健康づくり教室等）を開催し、地域住民の疾病予防・健康増進にとりくみました。

(防煙教室)

西淀川区・淀川区の小学校5年生を対象に、医師会、区役所、PTA協議会の後援事業として「防煙教室」を行いました。

(公害認定患者・COPD（慢性閉塞性肺疾患）患者のリハビリ教室「らくらく呼吸法」)

3つの診療所（のぞと診療所、千北診療所、姫島診療所）で、誰でも参加できるよう広報を行っています。

2017年度は第42回～第45回を実施しました。

(健康友の会と協力・連携した地域での健康増進)

誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目的に、西淀川・淀川健康友の会とともに、地域のすべての人びとを対象に疾病予防、健康づくり・健康増進を目的に医療・健康講座や健康教室など健康増進支援事業や健康まつりなどにとりくみました。また、健康友の会が発行する機関紙を通じて医療、介護事業や疾病予防、健康増進などの記事や無料・低額診療事業や生活相談などの紹介、看護師等の募集等の広報を行いました。

(5) 育成課題

医師をはじめ医療従事者に対する研修教育及び医学生、看護学生の実習受け入れ、高校生等を対象に医療体験企画を通じて地域医療の魅力、やりがいを伝え、将来、地域医療を担う医師、看護師の育成をすすめてきました。

西淀病院は、厚労省医師臨床研修制度による基幹型臨床研修指定病院としての指定を受け、初期研修にとりくんでいます。後期研修は、総合診療医養成プログラムにもとづき、赤ちゃんからお年寄りまで、「疾病の予防、介護、看取りなど保健・医療・介護・福祉活動にとりくみ地域で生活する人びとの命と健康にかかわる幅広い問題に適切に対応し、以て国民の健康・福祉向上に貢献する」ことを使命に、総合診療能力を有する医師養成を目的に西淀病院及び診療所にとりくんでいます。また、「大阪家庭医療センター」の基幹病院及び診療所として総合診療医養成を行っています。2018年度より開始されるに日本専門医機構による新専門領域である総合診療専門医機関としてプログラムの認証を受け役割を担う予定です。

地域医療を担う医師、看護師を養成するために、医学生、看護学生の臨床実習の実施及び高校生を対象にした1日医師体験、看護師体験、医療体験企画等を行っています。

(6) 調査・研究に関する事業

1979年に開所した淀川勤労者厚生協会・西淀病院附属大阪社会医学研究所は、労働起因性疾患の職業病外来、職業病検診、労働環境調査、産業医活動及び調査・研究・資料収集事業にとりくんできました。社会医学的な医療課題への寄与として、広島・長崎の被爆者への相談活動、水俣特措法にもとづく水俣病掘り起し検診・相談活動、アスベスト被害者検診・相談活動、福島第一原発事故による避難者検診・相談活動などにとりくむとともに、高齢者「熱中症」調査・相談、経済的理由による『手遅れ死亡』調査、「気になる患者訪問」など現代社会に表出する「格差と貧困」問題へのアウトリーチ、糖尿病患者の負担割合とHbA1cのコントロールの関係、防煙教室の効果など、調査・研究・資料収集にとりくみました。

【3】2018年度事業計画の重点

「いのちの平等」をかかげる淀協として、平和活動、社会保障拡充、原発ゼロの社会実現、自治体にむけた要求運動・提言等にとりくみます。そのために、職員の中で、「権利としての社会保障」や「憲法」「人権」「情勢」等について学習を重視します。高齢者訪問や熱中症調査、地域シンポジウムなどにとりくみ、「格差と貧困」の実態を「可視化」するとともに、友の会や他団体と協力し合い、無料塾、こども食堂、居場所づくりなど助け合いの運動をすすめます。

「格差と貧困」に立ち向かう医療・介護活動をすすめます。急性期から外来、診療所、在宅、施設・居宅介護事業、保健予防健診・HPH、社医研活動、無料低額診療事業の紹介と推進、健康づくり運動、防煙教室、認知症への対応を具体化していくとともに、水俣病検診、被ばく者健診、アスベストなどの被害者救済、労働者の権利を守る活動、高齢者の孤立、子どもの貧困問題などに積極的にかかわっていきます。これらをすすめるために職員の中で日常診療の中にSDH（健康の社会的決定要因・WHO）の学習と視点を重視します。

公益財団法人への移行認定をすすめます。差額徴収しない入院医療など、淀協の無差別平等を貫く医療・介護事業、HPH活動や健康増進事業、無料低額診療事業、医師養成はじめ医療・介護従事者の養成などは公益目的事業そのものであり、公益法人に移行する資格を有しています。公益認定（一般財団法人から公益財団法人へ）が実現すれば、社会的認知度や評価も格段に高まり、地域の医療・介護連携、行政上の関係からも優位性が発揮されます。また、法人税の非課税化や無料低額診療事業に関わる固定資産税・不動産取得税、寄付金非課税などの優遇措置を受けることができます。

【2018年度事業の重点】

- ① 日本国憲法を守り、社会保障の拡充に努めます。
- ② 無差別・平等の医療・介護の実現めざし、法人内事業の医療・介護推進と地域連携を強めます。無料低額診療事業を積極的に広げ推進します。
- ③ 誰もが最後まで安心して住み続けられるまちづくりをめざして、健康友の会と協力して疾病予防・健康増進活動、HPH活動を推進します。
- ④ 法人の事業を支える医師、看護師、医療専門職、介護専門職、事務などの確保と養成、働きやすい職場づくりと職員の健康管理をすすめます。
- ⑤ 法人運営にあたりコンプライアンスを高め、科学的な管理と民主運営、安定した経営の拡充に努めます。
- ⑥ 公益財団法人への移行認定をすすめ、より地域の健康づくりに貢献します。
- ⑦ その他

以 上